令和元年（２０１９年）８月３０日

令和元年度　熊本県立天草高等学校　部活動に係る活動方針

１　目標
（１）人間性、個性の伸長ならびに知識技能練磨
（２）社会連帯性の自覚及び健康の維持

２　練習日、練習時間
（１）練習日
ア　１週間の練習日は、５日以内とする。このうち、土曜日及び日曜日（以下、「週休日」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。ただし、週休日に活動する場合は、あらかじめ該当週又は翌週に振替休養日を設けることとする。
イ　定期考査の１週間前からは、練習を中止とする。
ウ　夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。
（２）練習時間
ア　平日は長くとも２時間程度、休業日は３時間程度とする。なお、練習時間には移動、準備、片付け等は含まない。
イ　完全下校時間を厳守する。
（３）完全下校時間
授業日　　１９：００
休業日及び長期休業期間　　１９：００
（課外がない長期休業期間は１８：００）
（４）共通の休養日
ア　定期考査前の一週間
イ　その他
夏季学校閉庁日３日間
冬季休業日３日間程度の休養日を設定すること
（５）上記（１）及び（２）の基準を超えた練習日・練習時間
大会スケジュール等により、練習時間・期間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

４　練習試合、合宿等
練習試合や合宿等の実施にあたっては、部顧問が、１週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿願を校長に提出し、承認を得る。

５　運動競技会等への参加
運動競技会への参加は、高体連、高野連、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部顧問は、１週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した参加許可書を校長に提出し、承認を得る。

６　その他

（１）部活動顧問会議

ア　年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ　定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

（２）部費の徴収について

ア　部費等、取扱いについては学校徴収金に準ずることとし、適切に管理する。

イ　決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

（３）その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者には活動計画の配付を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

本指針は、令和元年（２０１９年）８月３０日に策定、令和元年（２０１９年）９月１日より先行実施。令和２年１月再検討を行い、令和２年４月１日より施行する。